

離島・過疎地域の

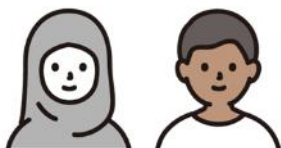
人材確保・育成を支援します！



離島・過疎地域の事業所を対象に、人材確保・育成のための費用の一部を補助します。

【受付期間】 令和8年6月1日～令和8年10月30日

※予算がなくなり次第終了



特定技能1号・介護実習生
も対象です！

	1 介護専門職 受入支援	2 介護専門職 採用活動支援	3 介護職員初任者 研修等開催支援	4 介護支援専門員等研 修受講支援
補助 対象者	離島・過疎地域にある事業所		離島・過疎地域にある事業所・離島・過疎地域を有する自治体	離島・過疎地域にある事業所
補助 対象	介護職（外国人材含む）の転居費用	企業説明会やインターン等の費用	初任者研修・実務者研修の開催費用	介護支援専門員や訪問介護員の研修参加費用
補助率 ・ 補助 上限	1人あたり上限 無 期：20万円 有 期：10万円	1事業所あたり 2/3 上限10万円	1事業所・ 自治体あたり 上限50万円	1人あたり 2/3 上限10万円

※補助対象となる費用や期間等の詳細は、県ホームページでご確認ください。



事業の流れ

事業計画の提出

※10月30日まで

事業計画書・交付申請書・実績報告書・請求書は、電子申請での提出となります。

計画を受付後、
県から交付申請の手続きについて案内します。

交付申請の提出

※11月30日まで

交付申請後、
県から決定通知を発送します。

取組の実施

※交付決定前に実施した取組も条件を満たしている場合は対象となります。

実績報告の提出

※取組終了から30日以内
又は
3/31のどちらか早い期日

実績報告の提出が遅れると、
補助金が受けられない場合もありますので、
期限内の提出をお願いします。

請求書の提出

実績報告後、
県から交付額決定通知を発送します。

補助金は請求書の提出後に交付されます。

補助金の交付

お問合せ：沖縄県保健医療介護部 高齢者介護課 島しょ地域人材担当
TEL : 098-866-2214
Email : aa021156@pref.okinawa.lg.jp
HP :

<https://www.pref.okinawa.lg.jp/kyoiku/kaigofukushi/1006708/1039990.html>

県ホームページ



1 介護専門職受入支援

対象

離島・過疎地域内の事業所が、以下の条件を満たす者を採用した場合に転居に要する費用

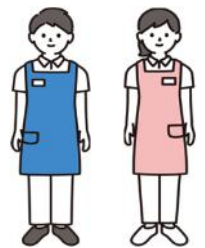
採用者の職種・条件

【職種】

介護福祉士、介護支援専門員、看護師・准看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護職員初任者研修修了者（採用後に研修を修了した者も含む。）
特定技能1号（介護）・技能実習（介護）

【条件】

- ①令和8年度の4月1日～2月末日までに雇用を開始していること。
- ②雇用契約期間が3ヶ月以上、かつ1ヶ月以上就労していること。



補助上限

無 期：20万円/人
有 期：10万円/人

対象期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日
※ただし、期間内に発生（移動、荷物の発送、契約）し、支出した費用に限る。

その他

旅費については、事前視察又は着任のいずれかに要した往路1回分のみを対象とする。

2 介護専門職採用活動支援

対象

離島・過疎地域内の事業所が、地域以外で開催される企業説明会等へ参加したり、採用活動の一環として実施する職場体験（インターン）等に、採用予定者が参加したりする際の旅費

補助率等

2/3（上限10万円/事業所）

対象期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日
※ただし、期間内に支出した費用に限る。

その他

補助上限の範囲内であれば、複数回の参加を認め、翌年度以降の採用を目的とした場合も対象とする。
事前視察又は職場体験（インターン）のいずれかに要した往復1回分のみを対象とする。

3 介護職員初任者研修等開催支援受入支援

対象

離島・過疎地域内の事業所又は離島・過疎地域を有する自治体が、介護職初任者研修又は介護福祉士実務者研修を開催する場合の費用

補助上限

50万円／事業所・自治体

対象期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日
※ただし、期間内に支出した費用に限る。

その他

事業所が開催する場合は、原則1市町村1法人を対象とし、その際は特定の事業所への就職を受講条件とすることは認めない。

4 介護支援専門員等研修受講支援

対象

離島・過疎地域内の事業所で働く介護支援専門員や訪問介護員（小規模多機能型居宅介護事業所・看護小規模多機能型居宅介護事業所等の職員を含む）が、介護支援専門員法定研修及び訪問介護員の資質向上に資する研修に参加するための旅費（航空賃、船賃、宿泊料）
※旅費を事業所が負担した場合を対象とします。

対象研修

- ・介護支援専門員法定研修（実務研修）
- ・喀痰吸引研修、認知症介護基礎研修、認知症介護実践者研修、認知症介護実践リーダー研修、小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修、サービス提供責任者適正実施研修

補助率等

2/3（上限10万円/人）
※宿泊は、研修前日から最終日当日までの期間を対象とします。
※宿泊費の補助上限は1泊9,800円とします。なお、上限額以上のホテルの宿泊を禁じるものではありません。

対象期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日
※ただし、期間内に支出した費用に限る。